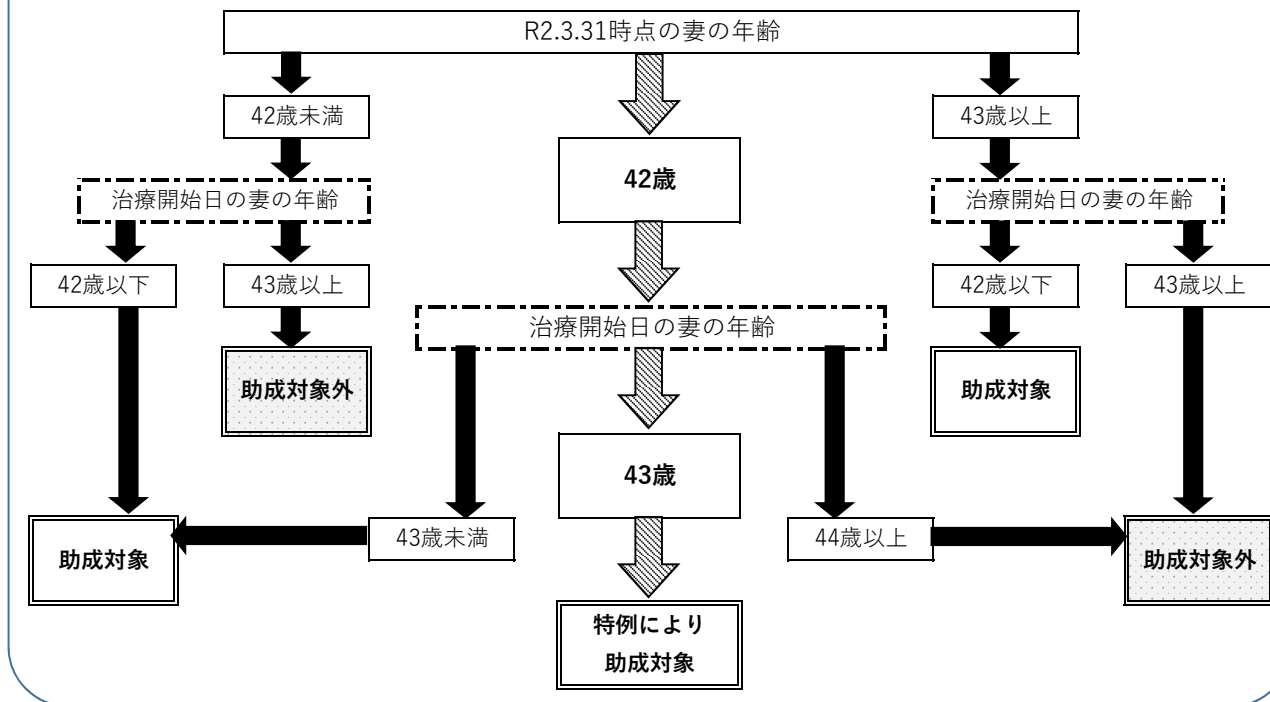


新型コロナウイルス感染拡大に伴う 年齢要件の特例を含めた対象者早見表



※年齢要件の特例により助成対象者となる者は、以下の①～④を全て満たしている場合のみです。

- ①令和2年度に新型コロナウイルス感染防止の観点から治療延期したもの
- ②令和2年3月31日時点で、妻の年齢が42歳である夫婦であること
- ③令和2年4月1日以降に治療開始したもので、
なおかつ、妻の年齢が44歳に到達する日の前日までに治療開始したもの
- ④制度改正前の対象者の要件を満たしていた者（所得要件、法律上の婚姻をしている夫婦等）